



2019年8月15日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、平成31年2月27日付「J Trust Asia Pte. Ltd.による会社更生法適用申請棄却に対する控訴申立ての差し戻しに関するお知らせ」に記載の通り、当社子会社のGroup Lease PCL(以下、「GL」)は、J Trust Asia Pte. Ltd. (以下、「JTA」)により会社更生法適用申請の訴訟を提起されて再度審議が継続しておりましたが、本日、当該訴訟につきまして、差戻審の判決が下されたとの報告を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した者の概要

(1)	名 称	J Trust Asia Pte. Ltd.
(2)	所 在 地	シンガポール共和国
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 藤澤 信義

2. 判決の内容

JTAは、タイ中央破産裁判所において、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を提起しておりましたが、本日、当該裁判所は、GLの主張を認め、JTAの請求のすべてを棄却するに至りました。

3. 今後の見通し

本件につきましては、初審のタイ中央破産裁判所の審議において、JTAの申立てが法的要件を欠くという理由により、初回で棄却されたものの、JTAの申立てによる控訴審において、改めて証人尋問等手続き等を進めるよう、タイ中央破産裁判所に差し戻されたものの判決となります。

従いまして、当該判決は、タイ中央裁判所が、証人尋問等の手続きを再度行い、再度審議を行ったうえで下した判断でもなおJTAの訴えを棄却したこととなりますので、GLの主張の正当性が極めて強く支持されたという意味でも、大歓迎しております。なお、当該判決により、当社グループの業績に与える影響はありません。

今後につきましては、控訴審が提起される可能性がありますので、引き続きGL及び当社の主張が認められるよう最大限努めて参ります。

(参考資料)

当該訴訟につきまして、本日GLが公表したIRの和訳を添付いたします。

以 上

(以下、GLが公表したIRの翻訳)

案件：J Trust Asia Pte.Ltd.による会社更生法適用申請に関する訴訟の判決について

参照： 2019年7月1日付 GL 17/2019 Group Lease PCLの会社更生法適用申請に関する経過報告に関して

既にお知らせしておりますように、J トラスト株式会社（以下、J トラスト）の子会社である J Trust Asia Pte. Ltd.（以下、JTA）は、タイ中央破産裁判所にGroup Lease PCL（以下、GLまたは当社）に対する会社更生法適用の申立てを行いました。2019年6月28日にタイ中央破産裁判所において本件に関する全ての証人尋問が完了しました。

2019年8月15日、タイ中央破産裁判所は本件に関して、JTAの申立てを棄却しました。裁判所の見解としては、本件は、債権者であるJTAによる民事裁判の訴訟において、債権の返済を要求する権利を利用するために行われたものであり無効とすべき行為である。また、債務者であるGLは罰金等の対象から免責に該当すると2つの理由により棄却の判決になりました。前述の民事訴訟は現在も継続しており、本件の判決が今後の経過に影響を及ぼすものと思われます。当社は、Jトラスト及びJTAとの訴訟は未だ解決していないと考えております。証人尋問において、JTAは特定の債権においてGLの債権者である根拠がないとの証言もあがっております。現在、当社は引き続き通常通りの事業活動を行っております。また今回、中央破産裁判所は当社に対するJTAからの会社更生法適用の申立てに対して前提条件なしに棄却する命令を下しました。今回の訴訟費用及び弁護士費用については、それぞれが負担こととなります。

しかしながら、本件、JTAは法的措置として控訴することが可能です。本件、進展があり次第速やかにお知らせいたします。